

令和3年度

第3回

三木市国民健康保険運営協議会

令和4年2月3日

三木市健康福祉部 医療保険課

## 目 次

令和3年度	国民健康保険事業状況	1～10
令和3年度	国民健康保険特別会計決算見込み	11～12
令和4年度	国民健康保険事業について（案）	13～15
令和4年度	国民健康保険特別会計予算（案）	16～17

# 令和3年度 国民健康保険事業状況

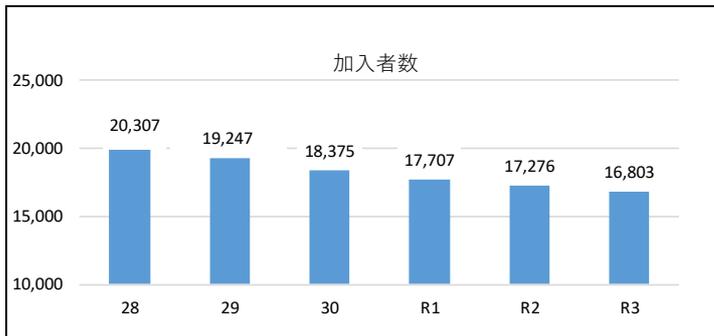
## 1. 加入状況

国民健康保険の加入者は、市全人口の約22%、市全世帯数の約32%を占めています。年齢別では、60歳から75歳未満で約61%を占めており、高齢受給者証の対象となる70歳以上は33%を超えています。

### (1) 三木市国民健康保険加入状況

(各年度末現在)

年度	総数		国保加入者		加入率%		伸び率%	
	世帯数	人口	世帯数	被保険者数	世帯数	被保険者数	世帯数	被保険者数
28	33,159	78,516	12,216	20,307	36.8	25.9	-	-
29	33,435	78,100	11,768	19,247	35.2	24.6	△3.67%	△5.22%
30	33,729	77,552	11,344	18,375	33.6	23.7	△3.60%	△4.53%
R1	34,033	76,929	11,091	17,707	32.6	23.0	△2.23%	△3.64%
R2	34,242	76,121	10,974	17,276	32.0	22.7	△1.05%	△2.43%
R3 12月	34,207	75,571	10,782	16,803	31.5	22.2	△1.75%	△2.74%



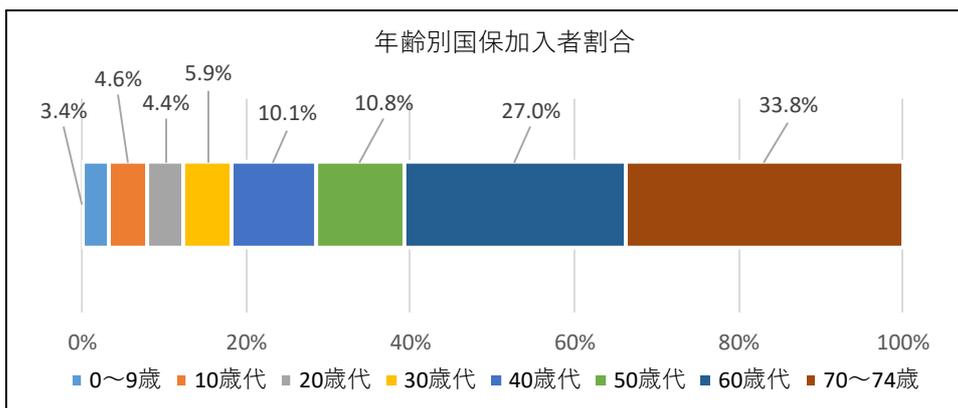
定年後の継続雇用の拡大や、被用者保険の加入要件が緩和されたこと等により、国保加入者は年々減少しています。

### (2) 年齢別加入状況

令和3年12月末現在

年齢	0～9	10～19	20～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～74	合計
加入者数	570	773	737	999	1,692	1,821	4,535	5,676	16,803
割合	3.4%	4.6%	4.4%	5.9%	10.1%	10.8%	27.0%	33.8%	100.0%

※加入者数は遡って資格得失した方を含むため、公表している数とは一致しない。



## 2. 保険税の状況

### (1) 保険税収納状況（現年度分）全被保険者

年度	区分	保 険 税 収 納 額 (千円)	一世帯当たり 保険税収納額 (円)	一人当たり 税収納額 (円)	% 対前年比	% 収納率
29		1,507,189	124,520	75,427	93.9	94.4
30		1,553,634	133,131	81,792	103.1	94.1
R1		1,486,468	131,990	82,039	100.3	93.4
R2		1,452,322	130,616	82,373	100.4	94.3
R3	12月	1,050,813	95,956	61,250	-	70.3

### (2) 一人当たり保険税額 全被保険者

区分	年度	29	30	R1	R2	R3
保険税額 (円)		81,000	88,000	88,000	87,000	87,000

### 北播磨5市1町の比較（令和3年度当初賦課）

		令和3年度税額改正 加東市					
区分		西脇市	三木市	小野市	加西市	加東市	多可町
医療分	所得割	7.34%	6.50%	8.50%	7.70%	7.75%	6.06%
	均等割	27,600円	25,000円	27,400円	27,000円	32,000円	23,500円
	平等割	20,900円	20,000円	26,300円	26,000円	22,000円	16,700円
後期支援分	所得割	2.74%	2.30%	2.70%	2.90%	2.75%	2.30%
	均等割	11,100円	9,000円	8,700円	9,000円	11,100円	9,500円
	平等割	7,700円	7,000円	8,700円	8,000円	7,600円	7,000円
介護納付金分	所得割	2.47%	2.00%	2.50%	2.30%	2.48%	2.24%
	均等割	12,900円	8,000円	9,700円	10,000円	12,600円	11,300円
	平等割	6,500円	6,000円	6,500円	6,000円	6,400円	5,700円
一人当たり 調定額		④西脇市 96,000円	⑥三木市 87,000円	②小野市 103,000円	③加西市 102,000円	①加東市 108,000円	⑤多可町 87,000円

前年所得 300万円 被保険者数4人（40歳以上の親2人 子ども2人）の場合

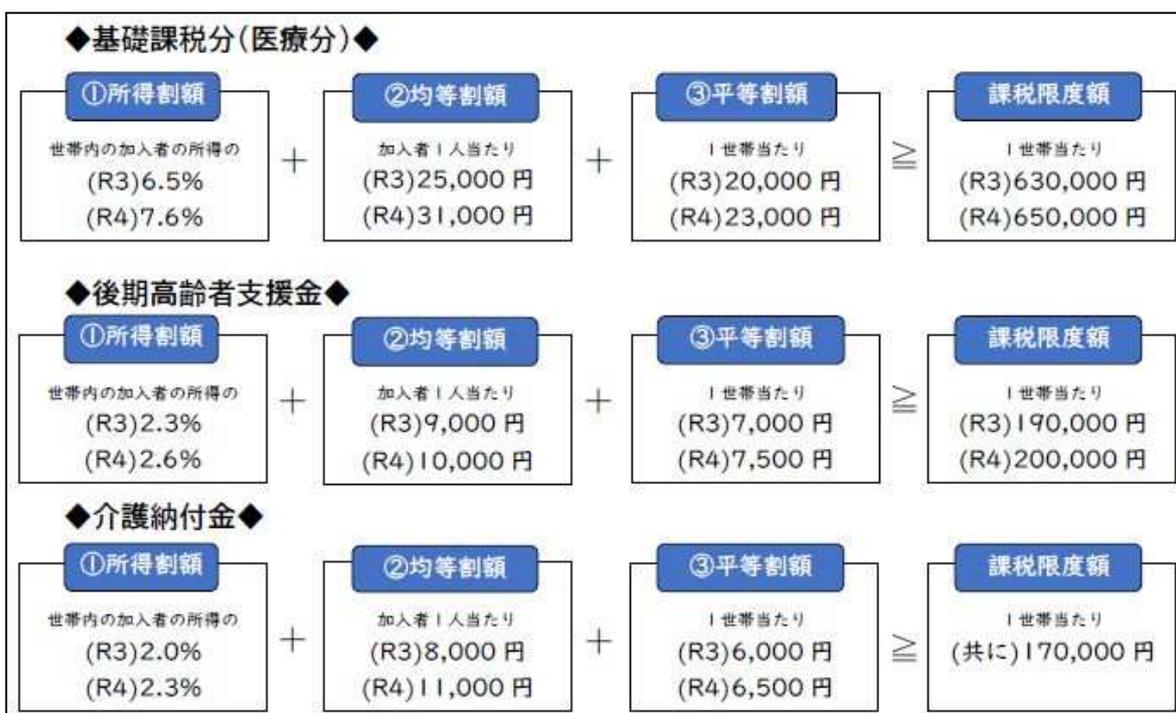
保険税年税額	③西脇市	⑤三木市	②小野市	④加西市	①加東市	⑥多可町
	538,100円	462,500円	557,200円	535,400円	567,100円	456,300円

不足する歳入の一部を一般会計から繰り入れを行い補填しているため、近隣市町と比較して保険税が安くなっています。赤字補填目的のための繰入は北播磨地域では三木市のみが行っており、県内では他2市が行っています。赤字補填目的のための繰入（法定外繰入）は、国保財政健全化計画に基づき解消していきます。

### (3) 三木市国民健康保険税率

項目		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
(医療分) 基礎課税分	所得割	6.50%	6.50%	6.50%	6.50%	7.60%
	均等割	25,000	25,000	25,000	25,000	31,000
	平等割	20,000	20,000	20,000	20,000	23,000
	賦課限度額	580,000	610,000	630,000	630,000	* 650,000
分 後期高齢者支援金	所得割	2.30%	2.30%	2.30%	2.30%	2.60%
	均等割	9,000	9,000	9,000	9,000	10,000
	平等割	7,000	7,000	7,000	7,000	7,500
	賦課限度額	190,000	190,000	190,000	190,000	* 200,000
介護納付金分	所得割	2.00%	2.00%	2.00%	2.00%	2.30%
	均等割	8,000	8,000	8,000	8,000	11,000
	平等割	6,000	6,000	6,000	6,000	6,500
	賦課限度額	160,000	160,000	170,000	170,000	170,000
一人当たり保険税		88,000	88,000	87,000	87,000	102,500
伸び率		9.1%	0%	△1.2%	0%	17.8%
備考		H20以来 10年ぶりの 税率改定	基礎課税分 限度額改定	基礎課税分、 介護納付金 限度額改定	全て据え置き	三木市財政健全 化計画に基づき 改正(R3.12)、限 度額改定

※基礎課税分と後期高齢者支援金分の賦課限度額の引き上げは、3月議会に税条例改正案を上程する予定です。



#### (4) 標準保険税率<sup>※1</sup> (三木市)

項目		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
(医療分) 基礎課税分	所得割	7.13%	7.54%	8.22%	8.06%	7.25%
	均等割	28,722	30,703	33,861	33,314	31,305
	平等割	20,195	21,588	23,397	22,908	20,380
	賦課限度額	580,000	610,000	630,000	630,000	※2 650,000
後期高齢者支援金分	所得割	2.60%	2.71%	2.75%	2.81%	2.67%
	均等割	10,508	10,999	11,164	11,328	11,188
	平等割	7,388	7,734	7,714	7,790	7,284
	賦課限度額	190,000	190,000	190,000	190,000	※2 200,000
介護納付金分	所得割	2.26%	2.57%	2.48%	2.56%	2.63%
	均等割	11,743	13,401	12,889	13,011	13,556
	平等割	5,501	6,258	6,477	6,595	6,731
	賦課限度額	160,000	160,000	170,000	170,000	170,000
一人当たり保険税	—	97,000	104,000	109,000	※3 103,000	
伸び率	—	—	7.2%	4.8%	▲ 5.5%	

(※1) 標準保険税率：都道府県が毎年度、厚生労働省で定めるところにより、都道府県内の市町ごとの保険税率の標準的な水準を表す数値。1月に示される標準保険税率を参考に市町ごとに次年度の保険税率を決定します。

(※2) 基礎課税分と後期高齢者支援金分の賦課限度額の引き上げは、3月議会に税条例改正案を上程する予定です。

(※3) 令和4年度一人当たり保険税額は、令和2年中の所得により試算したものです。

#### ◆基礎課税分 (医療分)

加入者が診療を受けたときの医療費の支払いに充てるものです。

#### ◆後期高齢者支援金分

75歳以上の方が加入する後期高齢者医療制度の医療費に充てるものです。

#### ◆介護保険納付金

介護保険料分です。40歳から64歳の方は保険税と合わせて納めます。

65歳以上の方は、介護保険料は別に納めます。

### (5) 新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免状況

新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者が死亡、または「重篤な傷病」を負った場合、収入が前年度より3割以上減少が見込まれるなど所定の要件に該当する場合は、令和2年2月から令和4年3月までに納期限がある保険税の減免を行っています。

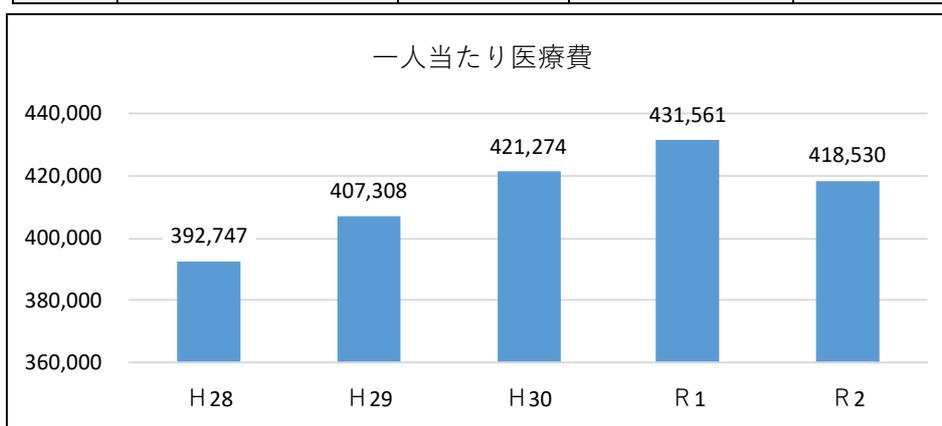
令和3年12月末現在

	令和3年度分	令和2年度分	令和元年度分
申請件数	34件	117件	106件
承認件数	29件	104件	93件
不承認件数	5件	13件	13件
申請処理中	0件	0件	0件
減免額	3,912,200円	20,583,700円	1,781,800円

## 3. 給付状況

### (1) 医療費

年度	医療費総額	伸び率	一人当たり医療費	伸び率
H28	8,269,290	—	392,747	—
H29	8,138,836	▲1.58%	407,308	3.71%
H30	8,002,091	▲1.68%	421,274	3.43%
R1	7,819,446	▲2.28%	431,561	2.44%
R2	7,379,106	▲5.63%	418,530	▲3.02%

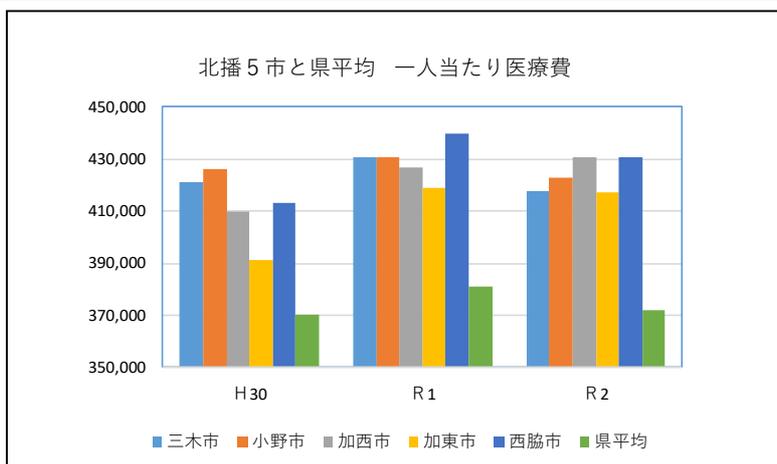


加入者の減少に伴い、保険給付費は減少傾向ですが、一人当たりの医療費で見ると、年々増加しています。三木市は、県内で比較しても上から10番目くらいと高い状態が続いています。

(令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大による医療機関受診控えのため、全国的に医療費が減少しています。)

一人当たり医療費 北播5市と県平均

年度	三木市	小野市	加西市	加東市	西脇市	県平均
H30	421,000	426,000	410,000	391,000	413,000	370,000
R1	431,000	431,000	427,000	419,000	440,000	381,000
R2	418,000	423,000	431,000	417,000	431,000	372,000



近隣市においても、県平均を上回り、北播磨地域は一人当たり医療費が高い地域となっています。令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大による医療機関受診控えの影響から前年度より医療費が減っています。

## 4. 財政状況

### (1) 決算収支

令和3年度における決算（見込み）

収入総額	9,204,065	千円
支出総額	9,663,865	千円
決算収支	△459,800	千円

### (2) 決算収支の推移

単位：千円

年度	収入	支出	差引
29	10,972,803	10,865,529	107,274
30	9,658,658	9,677,248	△18,590
R1	9,206,437	9,403,844	△197,407
R2	8,956,088	9,241,734	△285,646
R3(見込)	9,204,065	9,663,865	△459,800

被保険者数の減少のため保険税の収納額も減少と見込んで、単年度収支で約1.8億円の不足となります。令和2年度累積赤字額（約2.9億円）と合わせて、約4.6億円の累積赤字となる見込みです。

## 5. 保健事業の状況

### (1) 特定健診受診率（法定報告）

年度	対象者	受診者数	受診率		県平均 受診率
			順位		
29	14,455人	4,359人	30.2%	39	35.4%
30	13,725人	4,132人	30.1%	39	35.1%
R1	13,240人	3,842人	29.0%	39	34.1%
R2	13,004人	3,515人	27.0%	35	30.9%

新型コロナウイルス感染拡大による受診控えにより全体的に受診率が低下する中、みなし健診を開始させるなど受診率向上に向けた施策に取り組みました。受診率は低下しましたが、県内順位は上がりました。

### (2) 特定保健指導実施率（法定報告）

年度	動機付け支援		積極的支援		保健指導 実施率	県平均 実施率
	対象者	終了者数	対象者	終了者数		
29	464人	24人	111人	1人	4.3%	22.3%
30	407人	60人	112人	4人	12.3%	25.4%
R1	418人	168人	102人	31人	38.3%	26.6%
R2	365人	170人	92人	35人	44.9%	26.8%

昨年度に引き続き、令和2年度も、初回の保健指導を健診と合わせて実施することとしたため、実施率が伸びています。

### (3) 受診率向上に向けた取組

#### ア みなし健診

令和2年度から「みなし健診」を開始し、274名の検査結果の情報提供がありました。令和3年度は、KDBシステムを活用し、みなし健診お知らせ通知の送付対象者を増やし、情報提供の依頼をしています。

## イ 町ぐるみ健診推進パートナーシップ協定

令和3年度は「町ぐるみ健診推進パートナーシップ協定」を開始しました。現在7つの事業者と協定を締結し、健診の受診率向上に向けて取組を進めています。

協定相手	協定年月日	内 容
第一生命保険株式会社 明石支社	R3.8.25	・顧客、会員等に啓発リーフレットを配布 ・健診会場において協賛品を配布（うちわ、手帳） ・R3.11.6 にオンラインセミナーを実施
生活協同組合コープこ うべ第4地区本部	R3.8.25	・店内に啓発リーフレットを配架（緑が丘店、志染店） ・受診啓発の店内放送を実施 ・特徴者の健診結果の提供（予定）
兵庫ヤクルト販売株式 会社	R3.8.25	・顧客に啓発リーフレットを配布
兵庫県厚生農業協同組 合連合会	R3.8.25	・各事業所において啓発リーフレットを配架、配布
吉川町商工会	R3.8.25	・会報にて会員企業に啓発リーフレットを配布
三木市薬剤師会	R3.9.17	・窓口における啓発リーフレットによる受診勧奨
マックスバリュ西日本 株式会社	R3.10.15	・店内に啓発リーフレットを配架 （恵比須店、三木北店、別所店） ・特徴者の健診結果の提供

## 6. 三木市国民健康保険財政健全化計画

### （1）策定過程

- ・ 令和3年9月16日（第1回三木市国民健康保険運営協議会）  
仲田市長から三木市国民健康保険運営協議会へ諮問
- ・ 令和3年9月30日（第2回三木市国民健康保険運営協議会）  
委員による議論
- ・ 令和3年10月14日（答申の手交式）  
三木市国民健康保険運営協議会から仲田市長へ答申
- ・ 令和3年11月10日  
「三木市国民健康保険財政健全化計画」が完成

## (2) 税率改定

- ・ 令和3年12月議会に、三木市国民健康保険税条例の条例改正案を上程（令和4年度～令和6年度の税率を規定）
- ・ 令和3年12月23日 条例改正案が議決された。

## (3) 加入者の方への丁寧な説明

答申においても、「大幅な税率改定を伴うため被保険者に十分かつ丁寧な説明を行う必要があること。」と三木市国民健康保険運営協議会から附帯意見をいただきました。

加入者及び市民の方々へは、次のとおり周知を図ります。

- ①市広報誌による周知（令和4年2月号に4頁の特集記事）
- ②令和4年1月末の国民健康保険加入者の方（世帯単位）に国民健康保険税の税率改正についてのお知らせ文書を2月上旬に発送
- ③令和4年2月に、国民健康保険加入者の方を対象とした説明会を開催  
三木地区（2/26・中央公民館）、吉川地区（2/27・吉川町公民館）

## 7. その他

### (1) 傷病手当金

三木市国民健康保険の被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合、または発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において、その療養のため労務に服することができなかった期間（一定の要件を満たした場合）において傷病手当金を支給しています。

令和3年度支給実績                      2件    289,700円

(令和4年1月末現在)

### (2) オンライン資格確認の導入

令和3年10月20日からマイナンバーカードによるオンライン資格確認が始まりました。マイナンバーカードを健康保険証として利用すれば、限度額認定証などの提示が不要となるなど利便性が向上されました。

※マイナンバーカードを保険証として利用するためには事前申込が必要。

※医療機関にカードリーダーが設置されていない場合は保険証を提示する必要あり。

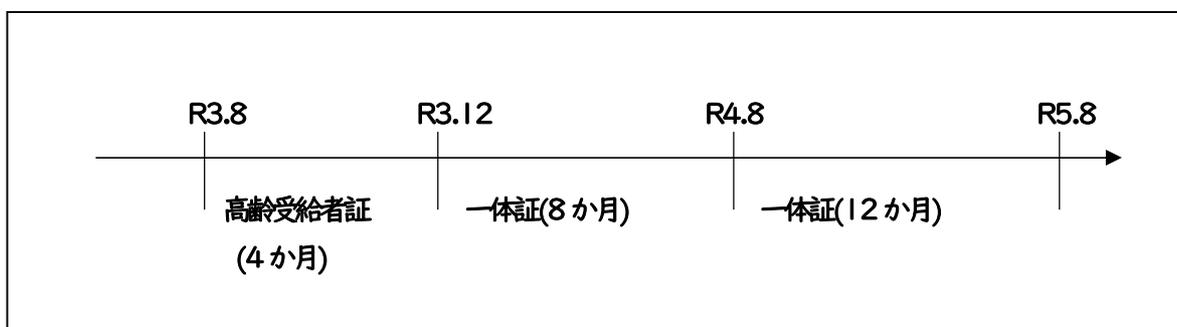
※従来の健康保険証は今まで通り利用できます。

### (3) 国民健康保険証と高齢受給者証の一体化

令和3年12月更新分から、国民健康保険証と高齢受給者証が一体化されました。それにより、ハガキサイズの高齢受給者証は廃止となりました。

一体化により、保険証の有効期限を高齢受給者証に合わせる必要があることから、令和3年12月更新分の証については、令和3年12月1日～令和4年7月31日までの有効期限となりました。次回の更新から1年証（令和4年8月1日～令和5年7月31日）となります。

(令和2年度までの有効期限：国民健康保険証 11月末、高齢受給者証 7月末)



# 令和3年度 国民健康保険特別会計決算見込み（歳入）

（単位：千円）

科 目		令和2年度 決算額 (A)	令和3年度 決算見込額 (B)	前年差 (B)-(A)	増減の主な理由	
保 険 税	一般被保険者	1,537,178	1,476,500	△ 60,678	被保険者数減	
	退職被保険者	3,130	2,150	△ 980	対象者なし 滞納繰越分	
	計	1,540,308	1,478,650	△ 61,658		
補 助 金	災害臨時特例補助金	14,572	2,941	△ 11,631	コロナ感染症による 税減免分	
県 補 助 金	普通交付金	6,343,933	6,704,581	360,648	保険給付費の増	
	特 別 交 付 金	保険者努力支援分	27,317	31,985	4,668	保健事業実施による 増額
		特別調整交付金分	26,504	11,887	△ 14,617	税減免分・傷病手当 分（コロナ感染症）
		県繰入金2号分	176,183	151,000	△ 25,183	健診事業の実績等による
		特定健診負担金	16,860	16,662	△ 198	
		小計	246,864	211,534	△ 35,330	
計	6,590,797	6,916,115	325,318			
繰 入 金	一般会計繰入金（法定内）	542,518	555,909	13,391		
	一般会計繰入金（法定外）	235,000	235,000	0	赤字補てん等	
	財政調整基金繰入金	0	0	0		
	計	777,518	790,909	13,391		
繰越金		0	0	0		
その他の収入		32,893	15,450	△ 17,443	第三者行為の減	
市債		0	0	0		
合計		8,956,088	9,204,065	247,977		

# 令和3年度 国民健康保険特別会計決算見込み（歳出）

（単位：千円）

科 目		令和2年度 決算額 (A)	令和3年度 決算見込額 (B)	前年差 (B)-(A)	増減の主な理由	
総 務 費		88,060	102,739	14,679	人事異動による給与等の増	
保 険 給 付 費	一 般 被 保 険 者	療養給付費	5,412,559	5,725,148	312,589	R2はコロナ影響で大幅減となっていたがR3は回復傾向にある
		療養費	45,899	52,374	6,475	
		小計	5,458,458	5,777,522	319,064	
		高額療養費	819,965	853,395	33,430	
		出産育児諸費	15,528	16,010	482	
		葬祭費	5,250	6,500	1,250	
		移送費	0	20	20	
		結核医療附加金	347	660	313	
	合計	6,299,548	6,654,107	354,559		
	被 退 保 職 者 等	療養給付費・療養費	1	0	△1	対象者なし 過年度給付分
		高額療養費	0	0	0	対象者なし
		小計	1	0	△1	
	審査支払手数料		15,530	16,362	832	件数の増による
	傷病手当金		20	400	380	
	計		6,315,099	6,670,869	355,770	
国民健康保険事業費納付金	医療費分	一般分	1,821,398	1,774,673	△46,725	被保険者数の減少
		退職分	1,575	1,254	△321	
	者後等支期分 援高金 齢	一般分	540,619	540,876	257	
		退職分	117	330	213	
	介護納付金分		171,968	172,272	304	
	計		2,535,677	2,489,405	△46,272	
保健事業費		51,842	64,133	12,291	特定健診事業の拡充	
その他の支出（返還金等）		53,649	51,073	△2,576	保険給付費過年度精算分減額	
前年度繰上充用金		197,407	285,646	88,239	赤字補てん	
合計		9,241,734	9,663,865	422,131		
歳入歳出差引		△ 285,646	△ 459,800	△ 174,154		

## 令和4年度国民健康保険事業について(案)

令和3年11月に策定した「三木市国民健康保険財政健全化計画」に基づき、財政の健全化に取り組みます。

### I 国民健康保険税条例の改正

#### (1)改正の理由

国民健康保険特別会計は平成30年度から赤字決算が続いており、令和2年度末時点における累積の赤字額は約2.9億円に達し、財政的に極めて厳しい状況に置かれています。

現在の危機的な状況を脱するため、特別会計における繰上充用及び一般会計からの赤字補てん等を目的とする繰入を早期に解消し、国民健康保険事業の将来にわたる安定的な運営が可能となるよう目標年次を定め、国民健康保険財政の健全化を図るため国民健康保険財政健全化計画を策定しました。この計画に基づき、税率の改正を行います。

また、地方税法施行令の一部改正に伴い、基礎課税分と後期高齢者支援金分に係る課税限度額を引き上げます。

#### (2)改正の内容

##### ア 税率改正

	基礎課税分(医療分)			後期高齢者支援金分			介護納付金分			合計		
	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割
R4	7.6	31,000	23,000	2.6	10,000	7,500	2.3	11,000	6,500	12.5	52,000	37,000
R5	9.0	37,000	25,500	2.9	11,500	7,500	2.7	13,500	7,000	14.6	62,000	40,000
R6	9.1	38,500	26,000	3.0	12,000	8,000	2.8	14,000	7,500	14.9	64,500	41,500

##### イ 課税限度額

項目	現行	改正後
基礎課税分	63万円	65万円
後期高齢者支援金分	19万円	20万円
介護納付金分	17万円	改正なし

## 2 保健事業の充実強化

疾病の早期発見・早期治療につながり、加入者の健康的な生活を実現するために健診は重要です。受診率の向上は、増え続ける医療費を少しでも抑えることや、県補助金の増額にもつながります。このため、特定健診の受診率向上を図るなどの健康づくりに取り組みます。

- (1) 特定健診受診料の無料化による健診受診率の向上
- (2) 国保新規加入者や若年者に対する受診勧奨の強化
- (3) 専門職による特定健診受診の電話勧奨
- (4) 町ぐるみ健診推進パートナーシップ協定締結事業者との連携による健診受診率の向上
- (5) 健康アプリを用いた健康ポイント事業の検討

## 3 国民健康保険税収納率向上対策の推進

保険税の収納率の向上及び滞納繰越額の縮減は、税負担の公平性の観点から極めて重要です。厳しい経済情勢の中ですが、現年課税分の収納率の向上及び滞納繰越額の縮減について、財政健全化計画に基づき目標数値を定めて取り組みます。

また、再三の呼びかけを行っても納付に応じない世帯には差押え等の滞納処分を引き続き実施します。

【収納率の目標】

(単位:%)

区分	R2 (参考)	R4	R5	R6	R7	R8
現年課税分	94.3	94.5	94.6	95.0	95.5	96.0
滞納繰越分	20.8	22.0	22.5	23.0	24.0	25.0

## 4 納税環境の整備

保険税の普通徴収の納期回数(現行8期 7~2月の毎月)を段階的に増やし、1期当たりの納税額の平準化を図ります。

また、納期ごとに納付に向いたり納付を忘れていたりする心配がなくなり、保険者にとっては収納率の向上が見込めるため、口座振替による納付を原則とします。

ア 令和4年度 9期(7~3月の毎月)

イ 令和5年度 10期(6~3月の毎月)

## 5 その他

### (1) 国民健康保険証の更新時期の変更

令和3年12月更新分から高齢受給者証と一体証となったことに伴い、保険証の更新時期を8月1日（現行は12月1日）に変更します。

# 令和4年度 国民健康保険特別会計予算（案）（歳入）

（単位：千円）

科 目		令和3年度		令和4年度		前年対比	
		当初予算額 (A)	構成比	当初予算額 (B)	構成比	(B) / (A)	
保 険 税	一般被保険者	1,416,624	15.2%	1,563,867	17.3%	110.4%	
	退職被保険者	2,238	0.0%	1,569	0.0%	70.1%	
	計	1,418,862	15.2%	1,565,436	17.4%	110.3%	
補 助 金	国庫	災害臨時特例補助金	1	0.0%	1	0.0%	100.0%
県 補 助 金	普通交付金		6,671,481	71.4%	6,429,759	71.3%	96.4%
	特 別 交 付 金	保険者努力支援分	24,259	0.3%	29,813	0.3%	122.9%
		特別調整交付金分	11,208	0.1%	10,436	0.1%	93.1%
		県繰入金2号分	401,427	4.3%	120,075	1.3%	29.9%
		特定健診負担金	16,860	0.2%	20,360	0.2%	120.8%
		小計	453,754	4.9%	180,684	1.9%	39.8%
計	7,125,235	76.2%	6,610,443	73.3%	92.8%		
繰 入 金	一般会計繰入金（法定内）		539,544	5.8%	586,882	6.5%	108.8%
	一般会計繰入金（法定外）		235,000	2.5%	235,000	2.6%	100.0%
	財政調整基金繰入金		1	0.0%	1	0.0%	100.0%
	計		774,545	8.3%	821,883	9.1%	106.1%
繰越金		1	0.0%	1	0.0%	100.0%	
その他の収入		26,356	0.3%	22,236	0.2%	84.4%	
合計		9,345,000	100%	9,020,000	100%	96.5%	

※構成比は項目ごとに四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。

# 令和4年度 国民健康保険特別会計当初予算（案）（歳出）

（単位：千円）

科 目			令和3年度		令和4年度		前年対比
			当初予算額 (A)	構成比	当初予算額 (B)	構成比	(B) / (A)
総務費			102,416	1.1%	109,540	1.2%	107.0%
保 險 給 付 費	一 般 被 保 者	療養給付費	5,725,148	61.3%	5,537,754	61.4%	96.7%
		療養費	52,374	0.6%	50,607	0.6%	96.6%
		小計	5,777,522	61.8%	5,588,361	62.0%	96.7%
		高額療養費	853,395	9.1%	800,328	8.9%	93.8%
		出産育児諸費	18,910	0.2%	18,910	0.2%	100.0%
		葬祭費	5,500	0.1%	5,500	0.1%	100.0%
		移送費	20	0.0%	20	0.0%	100.0%
		結核医療附加金	660	0.0%	660	0.0%	100.0%
		小計	6,656,007	71.2%	6,413,779	71.1%	96.4%
	審査支払手数料	16,362	0.2%	16,868	0.2%	103.1%	
	傷病手当金	90	0.0%	300	0.0%	333.3%	
	計	6,672,459	71.4%	6,430,947	71.3%	96.4%	
	国 民 健 康 保 険 事 業 費 納 付 金	医 療 費 分	一般分	1,774,673	19.7%	1,600,972	17.7%
退職分			1,254	0.0%	1,567	0.0%	125.0%
後 支 期 高 齢 等 分		一般分	540,876	6.0%	507,634	5.6%	93.9%
		退職分	331	0.0%	887	0.0%	268.0%
介護納付金分		172,273	1.9%	175,727	1.9%	102.0%	
計		2,489,407	26.6%	2,286,787	25.4%	91.9%	
保健事業費			71,685	0.8%	84,619	0.9%	118.0%
その他の支出（返還金等）			8,033	0.1%	88,107	1.0%	1096.8%
予備費			1,000	0.0%	20,000	0.2%	2000.0%
合計			9,345,000	100%	9,020,000	100%	96.5%

※構成比は項目ごとに四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。